

青梅市特定保健指導実施業務委託プロポーザル実施要領

1 目的

特定保健指導業務の委託を行うに当たり、委託業者をプロポーザル方式により、公正かつ公平な方法で選定することを目的とする。

2 業務の概要

- (1) 業務名 青梅市特定保健指導実施業務委託
- (2) 業務内容 別紙「青梅市特定保健指導実施業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 履行期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで
- (4) 見積上限額 54,153,220円（5か年計）（消費税および地方消費税の額を含む。）
- (5) 支払条件 別紙「仕様書」および「仕様書」別紙（特定保健指導実施業務委託単価表）のとおり

3 選考方法

提出された企画提案書等の書類およびプレゼンテーション内容を、プロポーザル選定委員会が総合的に審査・評価し、受託候補者を決定する。

4 参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

なお、参加資格の基準日は、参加資格確認申請書の提出日とし、参加資格の確認後、受託候補者の決定日までの間に参加資格にかかる要件を欠く事態が生じた場合は、失格とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の4第1項の規定に該当していないこと。
- (2) 青梅市競争入札参加資格者名簿に登録していること。

なお、青梅市競争入札参加資格者名簿に代表者から入札、契約等の法行為を自分の名と責任において行うものとして委任を受けた代理人を登録している場合、その代理人のみが本件にかかる参加申請、企画提案書の提出等を行うことができるものとし、代理人以外の者（代表者を含む。）の申請を認めない。

- (3) 青梅市競争入札等参加有資格者指名停止基準（平成19年4月1日実施）の規定による参加停止の措置を受けていないことおよび青梅市契約における暴力団等排除措置要綱（平成24年4月1日実施）の規定による停止措置を受けていないこと。
- (4) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項にもとづき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項にもとづき再生手続開始の申立てをしたとき、手形または小切手が不渡りになったとき等をいう。ただし、青梅市長が経営不振の状態を脱したと認めた場合を除く。）にないこと。
- (5) 過去5年間（令和2年度から令和6年度まで）に、地方公共団体において特定保健指導業務の受託実績があること。

5 スケジュール

内 容	日 程
実施要領等の配布期間	令和7年9月5日（金）から 令和7年9月22日（月）まで
参加資格確認申請書等の 受付期間	令和7年9月5日（金）から 令和7年9月22日（月）まで
参加資格確認結果通知	令和7年9月30日（火）
質疑締切	令和7年10月7日（火）
質疑回答	令和7年10月15日（水）
企画提案書等の提出期限	令和7年10月22日（水）
プレゼンテーション実施	令和7年10月30日（木） 令和7年10月31日（金）
審査結果通知	令和7年11月中旬頃
契約締結	令和7年12月上旬以降

6 参加資格確認申請書等の受付および回答

(1) 受付期間

令和7年9月5日（金）から令和7年9月22日（月）午後5時まで
（必着）

(2) 提出書類

ア 参加資格確認申請書（様式第1号） 1部

イ 会社の概要（会社概要書（様式第2号）および任意様式） 1部

※会社の概要パンフレット等も添付してください。

(3) 提出方法

持参、郵送および電子メール

なお、ファクシミリによる提出は受理しない。

ア 持参の場合

土・日曜日・祝日を除く、午前9時から正午までまたは午後1時から午後5時までの間に直接持参すること。

なお、事前に電話連絡の上、来所すること。

イ 郵送の場合

一般書留、簡易書留または特定記録郵便のいずれかの方法で送付すること。

ウ 電子メールの場合

メール件名は「青梅市特定保健指導実施業務委託プロポーザル(企業名)」とすること。

なお、メール送信後、健康課特定健診係へ電話にて送信した旨を連絡すること。

電子メールアドレス div1530@city.ome.lg.jp

電話番号 0428-23-2191

(4) 提出先

青梅市健康福祉部健康課特定健診係（青梅市健康センター）

(5) 参加資格確認申請書に対する回答

令和7年9月30日（火）までに、参加資格確認申請書等の提出のあった全ての事業者に対し、様式第1号に記載するメールアドレス宛てに回答を行うものとする。

なお、参加資格を認める場合の回答の通知は、指名通知を兼ねるものとする。

7 質問等

(1) 質問方法

質問がある場合には、質問書(様式第3号)により電子メールにて青梅市健康福祉部健康課特定健診係宛てに提出すること。

メール件名は「青梅市特定保健指導実施業務委託プロポーザル(企業名)」とすること。

なお、メール送信後、健康課特定健診係へ電話にて送信した旨を連

絡すること。

電子メールアドレス div1530@city.ome.lg.jp

電話番号 0428-23-2191

(2) 質問期限

令和7年10月7日（火）正午まで

(3) 回答方法

質問の有無にかかわらず参加資格を認めた事業者に対し、令和7年10月15日（水）午後5時までに電子メールで回答する。

8 企画提案書等の提出書類

(1) 企画提案書

紙面1部（会社概要書（様式第2号）も添付しフラットファイル等で綴じること）

データ1部

ファイルの形式はPDF形式とし、規格については、A4サイズ（横）とする。各ページにページ番号を記載すること。

紙面については正本、データについては副本とし、副本には参加者を特定できる企業名や所在地、ロゴマーク等を表示しないこと。

なお、作成に当たっては、別紙仕様書の内容を踏まえ次の項目を記載すること。

ア 業務実施方針等

第3期青梅市国民健康保険データヘルス計画・第4期青梅市特定健康診査等実施計画、本実施要領および仕様書の内容を理解しているうえで、特定健康診査および特定保健指導の課題を把握し、特定保健指導対象者が、自身の健康に関心を持ち、生活習慣を改善できるよう、本業務委託を受託するに当たっての提案者の考え方や方針、期待される効果等について記載すること。

イ 提案者の体制

(ア) 体制、役割等

担当者の資格情報、主担当以外のバックアップ体制、利用者からの問合せへの対応、受付方法・時間、不測の事態への対応等、本業務を実施するに当たっての体制図等を記載すること。

(イ) 個人情報保護、情報セキュリティ体制

対象者の情報や健康データなど個人情報保護の管理体制および本事業における情報セキュリティ体制について具体的に記載すること。

(ウ) 研修方針

本業務を担当するうえで必要な研修等を記載すること。(特筆すべき研修実績を含む。)

(エ) 地方公共団体での実績

過去の、地方公共団体における特定保健指導実績について記載すること。

ウ 具体的な業務内容等

(ア) 年間スケジュール、工程、役割分担

年間のスケジュール、各事業の工程、役割分担の定義およびその内容について、具体的に記載すること。

(イ) 特定保健指導の支援形態に関する具体的提案

上記の事業の実施方法、期待される効果等について、具体的に記載すること。

(ウ) 利用勧奨について

利用率向上に向けた取組み（パンフレット、個別面談時に使用するツール、事業の実施方法、期待される効果等）について、具体的に記載すること。

(エ) 個別面談について

確実な来場に向けた取組み、来場できなかった場合の利用者へのフォロー等について、具体的に記載すること。

(オ) 継続支援・評価の方法について

最終評価につながるための支援方法（終了率向上に向けた取組み、評価にかかるポイントの組合せ方法等）について、具体的に記載すること。

(カ) セミナーについて

セミナーの特徴や種類について、具体的に記載すること。

(キ) 事業実施全体を通じたサポート体制

初回面談からフォローアップまでのサポート体制等について、具体的に記載すること。

エ アピールポイント

その他、本業務委託における有益な事項について追加提案等があれば記載すること。

また、他の提案者に対しての優位性等があれば記載すること。ただし、追加費用が必要な提案は記載はしないこと。

(2) 見積書および見積内訳書(様式第4号)

紙面1部

金額は見積上限額を超えないこと。

また、各年度ごとの見積内訳詳細に単価等を記載の上、添付すること。

9 企画提案書等の提出期限等

(1) 提出期限

令和7年10月22日(水)午後5時まで(必着)

(2) 提出時間

午前9時から正午までおよび午後1時から午後5時まで
(土・日曜日・祝日を除く)

(3) 提出場所

青梅市健康福祉部健康課特定健診係(青梅市健康センター)

(4) 提出方法

ア 紙面の提出方法

直接持参または郵送とする。

なお、持参する際は事前に電話連絡の上、来所すること。

また、郵送する場合は、その旨を事前に電話連絡し、封筒に「青梅市特定保健指導実施業務委託プロポーザル(企業名)」と記載すること。

イ データの提出方法

電子メールでの提出とする。ファイル交換サービス等を使用することも差支えない。メールの件名は「青梅市特定保健指導実施業務委託プロポーザル(企業名)」とすること。

なお、メール送信後、健康課特定健診係へ電話にて送信した旨を連絡すること。

10 参加の辞退

都合により辞退を申し出る場合は次のとおり書面により参加辞退届出書を提出すること。

なお、参加を辞退した場合も、今後の青梅市の入札・契約等において不利益は生じない。

(1) 提出期限

令和7年10月22日（水）午後5時まで（必着）

(2) 提出方法

参加辞退届出書（様式第5号）を直接持参、郵送または電子メールにより提出すること。

メールで提出する場合、件名は「青梅市特定保健指導実施業務委託プロポーザル（企業名）」とすること。

なお、メール送信後、健康課特定健診係へ電話にて送信した旨を連絡すること。

11 プレゼンテーションの実施

企画提案書等の提出のあった全ての事業者に対し実施する。

(1) 実施日

令和7年10月30日（木）または31日（金）にプレゼンテーションを行う。時間は1社当たり約30分（説明20分、質疑10分程度）とし、日時および会場については書類提出時に示すこととする。郵送で受領した場合は、提案書に記載のある連絡先宛に日時等を連絡することとする。

(2) 実施方法

企画提案書にもとづいて行うこと。企画提案書と異なる内容や追加資料の配布などは認めない。

なお、プレゼンテーション等の実施中は参加者が所属する会社名を伏せ、また会社名が特定できる情報には触れないようにすること。

(3) 実施環境

投映用のモニター（55インチ、HDMI対応）、は市が用意する

が、説明に当たり必要な機材は各社で用意すること。

(4) 参加人数等

3名以内とする。実際のプロジェクト参画予定者が参加すること。プレゼンテーション等については、実際のプロジェクト責任者等が実施すること。ただし、システム操作はこれ以外の者が行って差し支えない。

(5) 配点

評価項目	配点
企画提案書評価点	200点
価格点	100点
合計	300点

12 審査結果

審査結果については、令和7年11月中旬頃までに通知する（参加を辞退した者および参加しなかった者を除く。）。

13 参加の無効について

次のいずれかに該当する場合は、本プロポーザルへの参加を無効とする。

- (1) 談合その他の不正行為が行われたと認められるもの
- (2) 指定する提出期限後に提出したもの
- (3) 必要な提出書類が揃っていないもの
- (4) 提出書類に虚偽の記載が認められるもの
- (5) 見積上限額を超える金額で見積書を提出したもの
- (6) 見積書の金額を訂正したもの
- (7) 見積額と内訳の金額が合致しないもの

14 その他

- (1) 提出書類は一切返却しない。
- (2) プロポーザルへの参加に必要な費用の一切は、参加者の負担とする。
- (3) 審査内容および審査経過は公表しない。
- (4) 審査結果についての異議申し立ては認めない。
- (5) 提出書類については青梅市情報公開条例(平成30年条例第31号)にもとづき公開対象となる。

(6) 本プロポーザルに関する仕様書等は、本プロポーザルにかかる目的以外に使用することを禁じる。

(7) 担当

青梅市健康福祉部健康課特定健診係（青梅市健康センター）

所在地 東京都青梅市東青梅1丁目174番地の1

電話番号 0428-23-2191

Eメール div1530@city.ome.lg.jp